

傷病手当金（新型コロナ関連）の支給状況について

1 経緯

令和2年度に新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、保険者が傷病手当金を支給する場合に、国が特別調整交付金による財政支援を行うこととなった。傷病手当金は、任意給付であり、被保険者の就業形態が多様な国保において実施していた保険者はこれまでなかったが、本市においては、国の財政支援に合わせ、条例・規則を改正し、実施している。

当初は、令和2年9月末までの支給期間としたが、国の財政支援の延長に合わせ、期間延長をしてきたところ、令和5年5月8日に感染法上の5類感染症に位置付けられ、併せて同日以降に感染した被保険者等に対する国の財政支援が終了した。同様に、本市国保においても令和5年5月7日までの間に感染した新型コロナ感染症の療養のために労務に服せなかった期間を支給対象としている。

2 傷病手当金の支給状況 （令和4年度末）

年度	申請件数	支給金額
令和2年度	3 件	137,839 円
令和3年度	18 件	1,261,176 円
令和4年度	81 件	2,397,117 円

（参考）令和5年度支給状況 23件 374,414円（～7/25支出命令済）

3 国の財政支援の延長経過（厚生労働省事務連絡）

令和2年 3月10日付け 令和2年9月30日まで（当初）
 令和2年 8月17日付け 令和2年12月31日まで期間延長
 令和2年11月18日付け 令和3年3月31日まで期間延長

～ 概ね3カ月間隔で延長通知が発出～

令和4年 5月16日付け 令和4年9月30日まで期間延長
 令和4年 9月 8日付け 令和4年12月31日まで期間延長
 令和4年11月28日付け 令和5年3月31日まで期間延長
 令和5年 2月10日付け 令和5年5月8日以降に新型コロナウイルス感染症に感染した傷病手当金の支給については財政支援を終了